

飯 監 第 2 2 号
令和 7 年 9 月 2 日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 平石 玲児

令和 6 年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査したので次のとおり意見書を提出する。

令和6年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 令和6年度 実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	15.00	
②連結実質赤字比率	—	20.00	
③実質公債費比率	10.4	25.00	
④将来負担比率	20.7	350.00	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度は実質赤字額がないことから、実質赤字比率も算定されていない。
今後も引き続き実質赤字を生じない財政運営を求める。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度は連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率も算定されていない。
今後も引き続き連結実質赤字を生じない財政運営を求める。

③ 実質公債費比率について

単年度の実質公債費比率は令和5年度に比し1.72ポイント上昇し、令和6年度(3カ年平均)の実質公債費比率は10.4%となっており、前年度と比し0.7ポイント上昇している。

早期健全化基準、健全団体とされる基準も下回っているが、実質公債費負担の将来推計によると上昇傾向にあるため、引き続き財政健全化に努めること。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は20.7%で、前年度と比し6.0ポイント低下しており、平成19年度以降最も低い数値となっている。

町債残高は令和４年度から減少に転じ、令和６年度においても昨年度より４億９８百万円余減少し、過去１０年間で平成２７年度に次ぐ低い町債残高となっている

（３）是正改善を要する事項

中期財政計画見直し後の推計によると、実質公債費比率は今後上昇傾向にあり、令和１１年度には単年度実質公債費比率が１３．０％、３カ年平均は１２．６％になると予測されている。

町債の発行に制限のかかる１８％超えは回避できる予測だが、大規模事業が予定されており町債発行の抑制と、引き続き繰上償還を実施しなければ現在の水準を維持することができない。

徹底した経費の削減に努めるとともに、優先度や事業効果を見極め、事業の抑制を図りながら慎重な財政運営に努めること。

令和6年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 算定対象会計

病院事業会計

簡易水道事業会計

下水道事業会計

(2) 令和6年度 資金不足比率

(3) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この公営企業経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

資金不足比率	令和6年度	経営健全化基準	備考
病院事業会計	—	20.0	
簡易水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

(2) 個別意見

令和6年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率は、いずれの会計とも他会計からの補助金が投入されているため資金不足額がなく、資金不足比率も算定されていない。

今後とも経費の徹底した節減を図り経営の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率については算定されていないものの、3会計とも他会計補助金に依存せず経営できる状況にはない。

3会計とも多額の企業債償還残高を抱えており、この残高削減が今後の経営状況を大きく左右するものであり、繰上償還を含めた償還計画の見直しが喫緊の課題である。

【病院事業会計】

将来負担を軽減するため計画的な繰り上げ償還を実施し、企業債残高の減少に努めること。

【簡易水道事業会計】

水道管路の半数以上が耐用年数の40年を経過しており、管路の早期更新が必要であるが、今後も施設の老朽化が進み維持管理費も増加していく中、施設更新は長期にわたることとなる。

早急に経営戦略の見直しを実施し、企業債償還計画に基づいた整備計画を作成すべきである。

【下水道事業会計】

公共下水道は供用開始から15年以上経過しているものの、直ちに施設の更新が必要という段階に至っていない。

農業集落排水は供用開始から25年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる。

合併浄化槽は供用開始から20年以上経過している施設もあり、老朽化が進み、また新たに設置数も増加すると見込まれる。

今後は、いずれの施設も老朽化が進行するので、施設の維持管理費用の大幅増、多額の施設更新費用が見込まれる。

簡易水道事業と同様に、早急に経営戦略の見直しを図り、企業債償還計画と合わせた整備計画を作成すべきである。